

富山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、富山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年富山県条例第55号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(個人の権利利益を害するおそれ大きいもの)

第3条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。

- (1) 概要
- (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目
- (3) 原因
- (4) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- (5) その他参考となる事項

(匿名加工情報の安全管理措置の基準)

第4条 条例第16条第2項の議長が定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- (2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- (3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第5条 議長は、個人情報ファイル(条例第17条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第4項において同じ。)を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

- 2 個人情報ファイル簿は、個人情報ファイル簿(様式第1号)とし、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。
- 3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。
- 4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第17条第2項第1号カに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。
- 5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務局に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。
- 6 条例第17条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別
 - (2) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルについて、第9項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨
- 7 条例第17条第2項第1号カの議長が定める数は、1000人とする。
- 8 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。
 - (1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの(アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む)。
 - ア 富山県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年富山県条例第47号。)第2条に規定する実施機関の職員又は当該職員であった者
 - イ 条例第17条第2項第1号アに規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又は遺族
 - (2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの
- 9 条例第17条第2項第3号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第2条第5項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第17条第1項の規定に

よる公表に係る条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

(個人情報取扱事務の登録等)

第6条 条例第18条第1項に規定する個人情報取扱事務登録簿は、個人情報取扱事務登録簿(様式第2号)とする。

2 条例第18条第1項第8号の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報取扱事務を登録した年月日
- (2) 個人情報取扱事務を開始し、又は変更する年月日
- (3) 記録される個人情報の取扱いの委託の有無
- (4) 記録される個人情報の電子計算機結合の方法(議会の使用に係る電子計算機と議会以外の者の使用に係る電子計算機その他の機器とを電気通信回線で接続し、議会の保有個人情報を議会以外の者が随時入手し得る状態にする方法をいう。)による提供の有無
- (5) 個人情報が記録される主な行政文書等の名称

(開示請求書)

第7条 条例第20条第1項に規定する開示請求書は、保有個人情報開示請求書(様式第3号)によるものとする。

(開示請求等における本人確認手続等)

第8条 条例第20条第2項、第33条第2項又は第40条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

- (1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書(以下この条において「開示請求書等」という。)に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者(以下この条において「開示請求者等」という。)の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの
- (2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類

- 2 開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この項及び次項において「開示請求等」という。）をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。
 - (1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの
 - (2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であって、開示請求等をする日前 30 日以内に作成されたもの
- 3 条例第 19 条第 2 項、第 32 条第 2 項又は第 39 条第 2 項の規定により代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求等をする日前 30 日以内に作成されたものに限る。）を議長に提示し、又は提出しなければならない。
- 4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。
- 5 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

（開示決定等の通知）

第 9 条 条例第 25 条第 1 項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法
- (2) 事務局における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務局における開示の実施を求める場合にあっては、条例第 28 条第 3 項の規定による申出をする際に事務局における開示を実施することができる日のうちから事務局における開示の実施を希望する日を選択すべき旨
- (3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用

（開示決定通知書）

第 10 条 条例第 25 条第 1 項の書面は、開示決定通知書（様式第 4 号）とする。

2 条例第 25 条第 2 項の書面は、開示をしない旨の決定通知書（様式第 5 号）とする。

（開示決定等期限延長通知書）

第 11 条 条例第 26 条第 2 項の書面は、開示決定等期限延長通知書（様式第 6 号）とする。

（開示決定等期限特例延長通知書）

第 12 条 条例第 27 条第 1 項の書面は、開示決定等期限特例延長通知書（様式第 7 号）とする。

（第三者意見照会書等）

第13条 条例第28条第1項の規定による通知は、第三者意見照会書（様式第8号）により行うものとする。

2 条例第28条第2項の書面は、第三者意見照会書（様式第9号）とする。

3 条例第28条第1項又は第2項の意見書は、第三者開示決定等意見書（様式第10号）とする。

4 議長は、条例第28条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

5 条例第28条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求の年月日

(2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

6 条例第28条第2項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 前項各号に掲げる事項

(2) 条例第28条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由

7 条例第28条第3項の書面は、開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書（様式第11号）とする。

（開示の実施の方法等の申出）

第14条 条例第29条第3項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

(1) 求める開示の実施の方法（開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法）

(2) 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分

(3) 事務局における開示の実施を求める場合にあっては、事務局における開示の実施を希望する日

(4) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

2 条例第25条第1項の規定による通知があった場合において、開示請求書に記載された求める開示の実施方法等の事項を変更しないときは、条例第29条第3項の規定による申出は、することを要しない。

（費用負担）

第15条 条例第31条の議長が定める額は、別表のとおりとする。

2 開示の実施に要する費用は、前納とする。

（訂正請求書）

第16条 条例第33条第1項に規定する訂正請求書は、訂正請求書（様式第12号）によるものとする。

（訂正決定通知書等）

第17条 条例第35条第1項の書面は、訂正決定通知書（様式第13号）とする。

2 条例第35条第2項の書面は、訂正をしない旨の決定通知書（様式第14号）とする。

（訂正決定等期限延長通知書）

第18条 条例第35条第2項の書面は、訂正決定等期限延長通知書（様式第15号）とする。

（訂正決定等期限特例延長通知書）

第19条 条例第37条第1項の書面は、訂正決定等期限特例延長通知書（様式第16号）とする。

（保有個人情報提供先への訂正決定通知書）

第20条 条例第38条の書面は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書（様式第17号）とする。

（利用停止請求書）

第21条 条例第40条第1項に規定する利用停止請求書は、利用停止請求書（様式第18号）によるものとする。

（利用停止決定通知書等）

第22条 条例第42条第1項の書面は、利用停止決定通知書（様式第19号）とする。

2 条例第42条第2項の書面は、利用停止をしない旨の決定通知書（様式第20号）とする。

（利用停止決定等期限延長通知書）

第23条 条例第43条第2項の書面は、利用停止決定等期限延長通知書（様式第21号）とする。

（利用停止決定等期限特例延長通知書）

第24条 条例第44条第1項の書面は、利用停止決定等期限特例延長通知書（様式第22号）とする。

（諮問をした旨の通知書）

第25条 条例第46条第2項の規定による通知は、諮問をした旨の通知書（様式第23号）により行うものとする。

別表（第15条関係）

1 文書及び図画

| 区分 | 金額 |
|--|----------|
| 1 複写機（カラー複写機を除く。）により複写したものの交付（日本産業規格A列3番以下の大きさの用 | 1枚につき10円 |

| | |
|--|---------------------|
| 紙によるものに限る。) | |
| 2 カラー複写機により複写したものの交付（日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙によるものに限る。） | 1枚につき80円 |
| 3 1又は2の方法以外の方法により複写したものの交付 | 当該複写したものの作成に要する費用の額 |
| 4 1、2又は3に掲げるものの送付に要する費用 | 当該送付に要する郵便料金に相当する額 |

2 電磁的記録

| 区分 | 金額 |
|---|---------------------|
| 1 用紙に出力したもの（これを複写機（カラー複写機を除く。）により複写したものを含む。）の交付（日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙によるものに限る。） | 1枚につき10円 |
| 2 録音カセットテープ（日本産業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。）に複写したものの交付 | 1巻につき310円 |
| 3 ビデオカセットテープ（日本産業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。）に複写したものの交付 | 1巻につき340円 |
| 4 フレキシブルディスクカートリッジ（日本産業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。）に複写したものの交付 | 1枚につき150円 |
| 5 光ディスク（日本産業規格X0606、X6281及びX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 | 1枚につき220円 |
| 6 1から5までの方法以外の方法により複写したものの交付 | 当該複写したものの作成に要する費用の額 |
| 7 1から6までに掲げるものの送付に要する費用 | 当該送付に要する郵便料金に相当する額 |

備考

- 1 用紙の両面に印刷された写しを作成する場合については、片面を1枚として額を算定する。
- 2 県以外のものに発注して写しを作成した場合における費用の額は、この表に定める額にかかわらず、当該発注に係る費用の額とする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に議会が保有している個人情報ファイルについての第5条第1項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「富山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年富山県議会告示第2号）の施行後遅滞なく」とする。

富山県議会告示第2号

富山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程を次のように定める。

令和5年3月24日

富山県議会議長 渡 辺 守 人